

石綿事前調査結果報告システムの入力例

石綿事前調査結果報告システムの「材料種類」の項目の入力方法が、事業者によって異なっているように見受けられます。

足立区内の工事については、以下の例を参考に入力してください。

なお、調査の対象となる材料自体がない場合は、その材料の欄は入力不要です。例えば、吹付け材が使用されていない木造住宅の場合は、「吹付け材」の欄には何も入れないでください。

(次ページの「押出セメント成形板」、「パルプセメント板」を参照)

該当する材料がないのに、間違って有無を入力したときは、青い丸のところをクリックすると入力を取り消しできます。

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☒ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

保温材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明

煙突断熱材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☒ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明

吹付け材の試料を採取し、分析してアスベスト非含有と確認した。

設計図書に記載がない保温材を目視確認したところグラスウールだった。

設計図書で、煙突断熱のため耐火レンガを使用するとされていた。目視でカポスタックや石綿円筒管ではなく、耐火レンガと確認した。

(含有無しと判断した根拠資料について)

報告システムには、建材の写真や分析結果、製造業者の証明等の根拠資料を添付することはできません。工事現場に据え置いた調査報告書（大気汚染防止法により、現場への報告書の据え置きが義務となっています。）に添付しておいてください。

区の立ち入りの際に、報告書の内容を確認させていただく場合があります。

間違って入力した場合は、この青い●をクリックすると、入力を取り消すことができます。

平成 18 年 9 月 1 日以降に、屋根部分の修繕でスレート板を新しいものに交換した記録があった。

屋根用化粧スレート	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書（4を除く。） ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☒ 5: 建築材料等の製造年月日

けい酸カルシウム板第1種	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書（4を除く。） ☐ 3: 分析 ☒ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

押出成形セメント板	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☐ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明

板の裏面の印刷内容を見て、商品名、ロット番号等を確認し、製造会社のホームページに掲載されたリストと対照して確認した。

パルプセメント板	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☐ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明

押出成形セメント板とパルプセメント板は使用されていなかった。（有無の欄で何も選択しない）

※ 「建築材料等の製造者による証明」に関する注意事項

国土交通省の「石綿（アスベスト）含有建材データベース」に掲載されているのは、製造会社の情報などでアスベスト含有と確認されたものに限られます。

「同データベースに掲載されていない」ことは、「建築材料等の製造者による証明」には該当せず、この情報だけで「石綿無」と判断することはできません。

（本資料作成）

足立区環境部生活環境保全課アスベスト対策係

電話：03-3880-8041 Mail：kankyo-hozen@city.adachi.tokyo.jp

最終更新日：2022 年 4 月 6 日